

議第 77 号

権原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

権原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 22 日提出

提出者	権原市議会議員	今井 りか
賛成者	権原市議会議員	谷井 宰
"	"	神田 真美
"	"	石井 ひとあき
"	"	杉井 ゆうすけ
"	"	上田 くによし
"	"	大保 由香子
"	"	細川 佳秀

権原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 権原市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成 20 年権原市条例第 15 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(期末手当)	(期末手当)
第 5 条 (略)	第 5 条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 172.5</u> を乗じて得た額に、支給基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の議員としての在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6 月に支給する場合においては 100 分の 172.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 177.5</u> を乗じて得た額に、支給基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の議員としての在職期間の次の各号に掲

改 正 前	改 正 後
任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。	げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。
(1) ~ (4) (略)	(1) ~ (4) (略)
3・4 (略)	3・4 (略)

第2条 檜原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(期末手当)	(期末手当)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>6月に支給する場合においては100分の17</u> <u>2.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u> を乗じて得た額に、支給基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の議員としての在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、支給基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の議員としての在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。
(1) ~ (4) (略)	(1) ~ (4) (略)
3・4 (略)	3・4 (略)

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の樋原市議会議員の議員報酬等に関する条例（次条において「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の樋原市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

理由 国家公務員及び本市の特別職の職員の給与改定方針等に鑑み、本市議会議員に対して支給される期末手当の額の改定を行うもの